

地域における外国人材の受入れについて

【担当省庁】法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁

POSTコロナ社会を見据えた外国人材の受入れについて、高度人材や留学生、技能実習生や特定技能外国人など、多様な外国人材が、地域において中小企業等のニーズに即した技術革新の担い手として活躍できるよう、以下の措置を講じていただきたい。

- 日本での就職を希望する外国人材が、外国人材の採用を希望する企業の求人情報を自由に閲覧できるよう、ハローワークインターネットサービス等の多言語化を進めること
- 外国人の入国制限が段階的に緩和されている中、外国人技能実習生の入国も増加が想定されるため、実習生の受入れ前に京都企業が現地送り出し機関と連携して実施する現地での日本語教育、製造に関する基礎的教育等に対する財政措置の創設
- 一定要件を満たす旅館・料亭等について風営法の規制対象外とすること及び特定技能外国人の受入を可能とする制度の拡充
- 全ての外国人が生き生きと暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けた、生活情報の提供・相談対応や、地域における日本語教育の推進に係る体制整備等に必要な財政措置の拡充
- 指導教員の基礎定数化の着実な推進、日本語指導支援員や母語支援員等による支援など、日本語指導が必要な児童生徒の多様なニーズに対応するためのきめ細かな支援体制の充実に必要な財政措置の拡充

【現状・課題等】

■外国人材等の採用・マッチング、技能実習生制度の課題

- ▶ 海外に在住する外国人材が日本での就職を希望する場合、日本企業の採用情報を得る統一的なシステムがない。
- ▶ 一部の京都企業は海外送り出し機関との協業により、現地で日本語学校を設立し、日本語教育のほか、5 S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）をはじめ日本での技能実習のために有用な知識習得に努めているが、企業負担が極めて大きい。

■日本語教育の支援体制の整備

- ▶ ベトナム語やポルトガル語等、支援の必要な児童の多様化と居住地域のばらつきが見られ、組織的な対応を取ることが難しく、今後はこうした児童生徒が安心して学びに向かえる環境を整備する必要がある。

京 都 府 の担当課	知事直轄組織	国際課 (075-414-4311)
	商工労働観光部	労働政策課 (075-414-5085)
		人材育成課 (075-414-5105)
	教育委員会	教職員人事課 (075-414-5797)
		学校教育課 (075-414-5836)
		高校教育課 (075-414-5846)

【国の事業等】

■高度外国人材活躍促進プラットフォーム〔経産省、JETRO〕

高度外国人材の日本での活躍推進に向け、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家が採用から定着までをきめ細かくサポート

■外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（H30.12.25～）〔法務省等〕

外国人の増加や新たな在留資格制度の創設等を踏まえ、外国人材の適正・円滑な受入の促進に向けた取組や、相談体制の整備及び日本語教育の充実等の外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進

■特定技能総合支援サイト（R2.9.30～）〔出入国在留管理庁〕

特定技能の制度利用説明、マッチングイベント情報等、特定技能での就労を希望する外国人等に対し必要な情報を一元的かつ多言語で提供

【京都府等の取組】

■産学公連携海外人材活躍ネットワーク

府内中小企業のニーズに即した外国人材の確保・定着に向けたオール京都による受入・サポート体制の構築

■多文化共生推進事業 17百万円

- ▶ 「京都府外国人住民総合相談窓口」における外国人住民に対する生活情報の提供・相談
- ▶ 「地域における日本語教育推進プラン」に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進等

■日本語指導が必要な児童生徒の受入れ及び指導教員加配等の状況（京都市除く）

- ▶ 受入児童生徒数：141人（外国籍92人、日本国籍49人）（R3）
- ▶ 日本語指導教員加配数：8人（小学校6人、中学校2人）（R4）
- ▶ 日本語指導支援員：8人、母語支援員：4人（R3）

■技能実習生の受入れに際し、京都企業が行うモデル的な取組

- ▶ 外国人技能実習生循環型人材育成事業

京都企業と、海外現地送り出し機関との協業により、現地に学校法人を設立し、「ものづくりに関わる基礎的な知識」の定着を図るカリキュラムを盛り込んだ日本語教育を行った上で、京都をはじめとする日本国内企業及び在海外現地日系企業へ技能実習生を紹介

